明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○研修員手当の号の適用に関する規則の一部を改正する省令（外務一〇）　二
○厚生労働省関係住宅宿泊事業法施行規則（厚生労働一一七）　三
○有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律施行規則の一部を改正する省令（同一一八）　六
○住宅宿泊事業法施行規則（厚生労働・国土交通二）　六
○畜産経営の安定に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備に関する省令（農林水産六一）　六
○家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令（同六二）　六
○エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（経済産業八〇）　六
○国土交通省関係住宅宿泊事業法施行規則（国土交通六五）　三
○平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令（環境二三）　六
○一般廃棄物収集運搬業、産業廃棄物収集運搬業及び特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可を要しない者並びに産業廃棄物管理票の交付を要しない場合に関する廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の特例を定める省令の一部を改正する省令（同二四）　四
〔告　示〕
○出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の技術・人文知識・国際業務の在留資格に係る基準の特例を定める件の一部を改正する件（法務四八五）　六
○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定による技能実習を監理する団体及び出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第二十九号の規定に掲げる活動の項の下欄第一号ロに掲げる技能実習を定める件の一部を改正する件（同四八六～四九〇）　七
○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件（同四九一）　八
○文化財を登録文化財に登録する件（文部科学一七〇）　四
○登録有形文化財の登録を抹消する件（同一七一）　五
○強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を指定する件（同一七二）　八
○エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する基本方針の一部を改正する件（経済産業二四二）　七
○平成二十九年度以降の五年間についての原油等の有効な利用に関する石油精製業者の判断の基準を定めた件（同二四三）　八
○特定廃棄物の埋立処分を終了する場合の措置の一部を改正する件（環境七九）　九
○道路に関する件（中部地方整備局八六、八七）　九
○道路に関する件（九州地方整備局一六九、一七〇）　九
〔官庁報告〕
国家試験
水先人試験の施行（国土交通省）　九
〔公　告〕
諸事項
官庁
犯罪被害財産支給手続開始決定関係　九
裁判所
破産、免責、再生関係　九
特殊法人等
平成二十八事業年度財務諸表（独立行政法人国立公文書館・独立行政法人自動車事故対策機構・独立行政法人医薬品医療機器総合機構）、日本下水道事業団、日本弁護士連合会懲戒の処分関係　一〇
会社その他
会社決算公告　一三